

■矢巾町内で事業を営む方が岩手県新型コロナウイルス対策資金の**利子**補給を受ける場合

□事業の内容

岩手県融資制度「**岩手県新型コロナウイルス対策資金**」により融資を受けた事業者に対し、返済期間のうち3年分の利子を補給します。

□提出書類

- ①矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給承認申請書（様式第1号）
- ②融資契約書等の写し：金融機関が発行
- ③返済予定表（償還一覧表）：金融機関が発行
- ④滞納がない証明書：矢巾町役場税務課にて申請・取得（300円/通）
※先に申請する保証料補給申請の際、提出していれば省略できます
- ⑤矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金請求書（様式第3号）
（⑤は9月・3月の請求時に提出）

□申請の流れ

（申請者はいったん利子全額を金融機関に支払い、利子相当額を町に請求します。）

- (1) 融資実行後、申請書(①)の記入・提出…書類②、③、④を添付
- (2) 町から利子補給の承認を受けます。
- (3) 上期：4月～9月 下期：10月～3月の利子をお支払い後、町に請求します。
 - 9月末まで
請求書(⑤)の提出（4月～9月までの利子額支払証明書添付）
 - 3月末まで
請求書(⑤)の提出（10月～3月までの利子額支払証明書添付）
- (4) 申請者口座に、利子補給金が支払われます。